

広島県告示第五百三十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定によつて、次のとおり聴聞を行う。

平成三十年七月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

住所	被聴聞者の住所及び氏名	
	氏名	章栄不動産株式会社 代表者 萩 剛
聴聞の日時		平成三〇年七月 一二日（木） 午後一時三〇分 から午後二時ま で
聴聞の場所		広島市中区基町 一〇番五二号 広島県庁舎本館 四〇九会議室
聴聞の事由		法第六十五条第一項の規定に該当する。